

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

## 【報告】

件名	児童扶養手当事務等に係る個人番号利用事務における庁内連携情報項目の追加について
----	---

内容は別紙のとおり

(担当部課：子ども家庭部子ども家庭課)

## 1 個人番号利用事務の名称

- ・児童扶養手当（法定事務）
- ・児童育成手当（区独自利用事務）
- ・ひとり親家庭等の医療費助成（区独自利用事務）

## 2 庁内連携情報項目の追加の事由

児童扶養手当、児童育成手当及びひとり親家庭等の医療費助成は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するための手当及び助成の制度であるが、児童の父又は母が障害を有し、その障害の程度がそれぞれの法令で定められた要件を満たすことでも受給することが可能である。また、児童の障害の程度によって、受給期間が延長されるなど、新規申請時から受給期間中にわたって、その障害の程度を確認している。

これらの手当等は、手当等で定める要件に該当する児童を養育する者に支給及び助成をする制度であるため、児童が施設に入所した場合は、手当等の資格喪失等の手続きが必要となる。

これまで上記3手当等における事務の各種手続きにおいて、障害の程度を確認する手段として、障害認定診断書、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という）の写しを、施設入所を確認する手段として、施設入所関係情報が分かる書類の写しを受給者から提出を求めていたが、上記の障害関係情報及び施設入所関係情報を庁内連携することにより、添付書類を省略することで受給者の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、当該特定個人情報項目の利用を申請する。

※ 資料30-1、30-2のとおり

## 3 利用目的

- ・手当支給額決定のため
- ・助成判定事務に利用するため

## 4 利用する情報の項目のうち、追加するもの

- ・身体障害者手帳情報
- ・精神障害者保健福祉手帳情報
- ・障害者自立支援（施設入所）給付情報

※ 資料30-3のとおり

## 5 利用開始時期

平成28年12月から

## 6 受給者数（平成28年7月現在）

- |                |        |
|----------------|--------|
| ・児童扶養手当        | 1,658人 |
| ・児童育成手当        | 2,229人 |
| ・ひとり親家庭等の医療費助成 | 1,893人 |